五、二一〇MHz			
五、二五〇MHz以上 五、二五一MHz未満	四〇MHz以上 四一MHz未満	次に掲げる式による値以下 $10^{-(f-40)+\log(1/4)}$ ワット	二・五マイクロワット以下
五、二五一MHz以上 五、二九〇MHz未満	四一MHz以上 八〇MHz未満	次に掲げる式による値以下 $10^{-(8/3800)(f-41)-1+\log(1/4)}$ ワット	二・五マイクロワット以下
五、二九〇MHz以上 五、二九六・七MHz未満	八〇MHz以上 八六・七MHz未満	次に掲げる式による値以下 $10^{-(3/1000)(f-80)-1.8+\log(1/4)}$ ワット	一五マイクロワット以下
五、二九六・七MHz以上 五、四八〇MHz以下	八六・七MHz以上 二七〇MHz以下	次に掲げる式による値以下 $10^{-(8/3800)(f-41)-1+\log(1/4)}$ ワット	二・五マイクロワット以下

五、二九〇MHz			
五、〇二〇MHz以上 五、二〇三・三MHz以下	八六・七MHz以上 二七〇MHz以下	次に掲げる式による値以下 $10^{-(3/1000)(f-80)-1.8+\log(1/4)}$ ワット	二・五マイクロワット以下
五、二〇三・三MHzを超え 五、二一〇MHz以下	八〇MHz以上 八六・七MHz未満	次に掲げる式による値以下 $10^{-(3/1000)(f-80)-1.8+\log(1/4)}$ ワット	一五マイクロワット以下
五、二一〇MHzを超え 五、二四九MHz以下	四一MHz以上 八〇MHz未満	次に掲げる式による値以下 $10^{-(8/3800)(f-41)-1+\log(1/4)}$ ワット	次に掲げる式による値以下 $10^{-(f-40)+\log(1/4)}$ ワット
五、二四九MHzを超え 五、二五〇MHz以下	四〇MHz以上 四一MHz未満	次に掲げる式による値以下 $10^{-(8/3800)(f-41)-1+\log(1/4)}$ ワット	次に掲げる式による値以下 $10^{-(f-40)+\log(1/4)}$ ワット
五、三五〇MHz以上 五、三七六・八MHz未満	六〇MHz以上 八六・八MHz未満	次に掲げる式による値以下 $10^{-(3/1000)(f-80)-1.8+\log(1/4)}$ ワット	一五マイクロワット以下
五、三七六・八MHz以上 五、四八〇MHz以下	八六・八MHz以上 一九〇MHz以下	次に掲げる式による値以下 $10^{-(8/3800)(f-41)-1+\log(1/4)}$ ワット	二・五マイクロワット以下

注　fの単位は、MHzとする。

(4)　占有周波数帯幅が七八MHzを超え一五八MHz以下の場合

基準チャネル	五、二五〇MHz			
周波数帯	四、九一六MHz以上 五、〇九九・六MHz以下	五、〇九九・六MHzを超え 五、一五〇MHz以下	五、三五〇MHz以上 五、四〇〇・四MHz未満	五、四〇〇・四MHz以上 五、五八四MHz以下
基準チャネルからの差の周波数（f）	一五〇・四MHz以上 三三四MHz以下	一〇〇MHz以上 一五〇・四MHz未満	一〇〇MHz以上 一五〇・四MHz未満	一五〇・四MHz以上 三三四MHz以下
一MHzの帯域幅における等価等方輻射電力	二・五マイクロワット以下	一五マイクロワット以下	一五マイクロワット以下	二・五マイクロワット以下

注　fの単位は、MHzとする。

第四十九条の二十第三号ルを同号ヲとし、同号ヌ(1)から(3)までを次のように改める。

(1)　占有周波数帯幅が一八MHz以下の場合

搬送波の周波数から二〇MHz及び四〇MHz離れた周波数の（±）九MHzの帯域内に輻射される平均電力が、搬送波の平均電力よりそれぞれ二五デシベル及び四〇デシベル以上低い値

(2)　占有周波数帯幅が一八MHzを超え一九MHz以下の場合

搬送波の周波数から二〇MHz及び四〇MHz離れた周波数の（±）九・五MHzの帯域内に輻射される平均電力が、搬送波の平均電力よりそれぞれ二五デシベル及び四〇デシベル以上低い値

(3)　占有周波数帯幅が一九MHzを超え三八MHz以下の場合

搬送波の周波数から四〇MHz及び八〇MHz離れた周波数の（±）一九MHzの帯域内に輻射される平均電力が、搬送波の平均電力よりそれぞれ二五デシベル及び四〇デシベル以上低い値

第四十九条の二十第三号ヌに次のように加える。

(4)　占有周波数帯幅が三八MHzを超え七八MHz以下の場合

搬送波の周波数から八〇MHz離れた周波数の（±）三九MHzの帯域内に輻射される平均電力が、搬送波の平均電力より二五デシベル以上低い値

第四十九条の二十第三号ヌを同号ルとし、同号リ中「スペクトル拡散方式」を「直接拡散方式を使用するスペクトル拡散方式」に改め、同号リ(1)中「直接拡散方式であつて、その」及び「であること。」を削り、同号リ(2)中「直接拡散方式であつて、」及び「であること。」を削り、同号リを同号ヌとし、同号チを同号リとし、同号ト(1)及び(2)を次のように改める。